

地域支援 令和5年度に向けて

地域機関への積極的なアウトリーチ/フィールドワーク

- 義務教育籍からの移行期支援における多職種協働の実践
～支援連携モデルの波及、展開
(例)本人支援ケース・家族支援ケース等
- ライフステージ別の専門職に対する研修の提供
～県との協働による専門職支援研修の実施

相談支援 令和5年度に向けて

困難事例の対応・専門性の向上に向けた人材育成と協働実践

- COCOが対応している相談ケースから、支援モデル別に展開例を提示しながら支援手法を共有
- 地域支援機関とのケースを通じた協働実践の積み重ねによる相互のスキルアップ
～管内の中核機関(相談支援事業所等)との協働
- 困難事例対応の支援者向け研修やコンサルテーションの提供
～発達障害支援コーディネーターとの合同研修の企画
- 支援センタースタッフのさらなるスキルアップ

7

5

資料2

静岡県発達障害者支援地域協議会と 連動した地域への展開

令和4年度 地域支援の取り組みと成果

- 支援モデルの提示・支援人材の育成
- 乳幼児期支援者をターゲットにしたニーズ把握と研修提供
～支援者間連携(保健師・保育支援者)、市町間連携の機会
市町における好実践等の共有機会
- ～早期発見/支援のための専門的知見の提供
- 高等教育機関との協働による学生支援の連携体制づくり
～学生支援機能や実践の大学間共有の機会と提供
- 成人期における地域支援体制の構造評価(Q-SACCS)の実施
～志太榛原圏域協議会と連動した体制づくり

【課題等】

- 広域支援機関として、多職種・地域間連携をテーマに展開する中で、地域間の温度差はあらためて確認される
- 同様のテーマで継続的な実践の必要性が再認識される

8



【協議事項①】早期支援

静岡県発達障害者支援地域協議会

【課題提起】

ひきこもりや強度行動障害など、重篤な状態から改善することは容易ではなく、対応できる人材や環境にも限りがある。幼児期から適切な対応が必要であることから、適切な療育について具体的な検討を行い、人材の育成と支援の体制につなげる必要がある。

【主な意見(抜粋)】

- ・早期からのインクルーシブの機会
- ・各市町の母子保健体制状況の把握と好実践の共有
- ・早期発見につながる保健師の人材育成
- ・就学前までの不応状態は改善傾向にある(早期療育の有効性)
- ・就学以降も福祉の支援が入る体制づくり(保育所等訪問等の充実)

11

30

当センターの取組～早期支援へのニーズ把握

【管内13市町の保健師及び保育士に対するニーズ調査の実施】

- 法定健診の内容、健診後の支援方法、親フォロー、機関連携、研修の要望について保健師からの主な意見
- ・法定健診の際、バッテリーは使っているが見立てる時間が少ない
 - ・ケースが多すぎ対応しきれない
 - ・健診の際に「短時間で簡便に」発達特性を抽出できる視点や検査
 - ・母親への声掛けの仕方について知りたい、家族の理解が得られない
 - ・保健師は検診時のみの関わりとなることが多いため、発達の気になる子の将来像をイメージしにくい
- 保育や療育側からの主な意見
- ・気になる行動の特性や保護者への伝え方
 - ・外国籍児の発達の見立てに関して
 - ・研修は市町によりばらつきがあり、定型発達の子どもに対する内容のため、発達障害支援の研修機会が少ない
- 全体として
- ・保健師や保育士間で共同、連携する場や合同研修の機会がない

12

【趣旨】

発達障害者支援法(19条2項)に基づき、発達障害者への支援体制の充実に図るため、県が設置する協議会

【委員等】

医療・保健・福祉・教育・労働・当事者団体・行政及び支援機関等

【会議】

年2回程度

【主な内容】

- ・発達障害者支援にかかる体制の整備について
- ・発達障害支援センターの運営等について

【実施主体】

静岡県 (健康福祉部障害者支援局障害福祉課)

9

令和4年度静岡県発達障害者支援地域協議会内容

【実施期日】

令和4年度第1回:令和4年11月17日

【内容】

- ・報告事項
令和4年度県事業報告
- ・協議事項
①早期支援について
(幼児期、学齢期における適切な支援につなげるための人材育成)
- ②義務教育修了後のつなぎについて
(通信制高校等の卒業後のつなぎや支援について)
- ③知的障害を併せ持つ方の生活支援のあり方について
(その他)

令和5年3月 第2回実施予定

10

【協議事項②】義務教育修了後のつなぎ

【課題提起】

多様な形態の私立高校が増加する中、今後、未診断で支援がなく進路や相談先のないまま卒業し、成人期を迎える方への移行期支援について

【主な意見(抜粋)】

- ・家族の情報、本人の認識のない中で、義務教育期から情報発信できる体制づくり
- ・県関係各課の連携体制による情報発信機会の場づくり
- ・教育、福祉、医療、就労関係課のもつ情報と地域機関への発信・ネットワーク
- ・地域の重層的な相談支援体制づくり
- ・地域相談支援、行政機関と広域機関(発達支援センター、職業センター等)

15

当センターの取組～義務教育修了後のつなぎ

【圏域協議会を活用した成人期支援体制の見える化】

- ・志太榛原圏域協議会相談部に“地域支援体制評価ワーキング”を設置し、16歳から65歳までの支援体制構造を図式化する(※別紙資料1参照)
- ・今後、圏域協議会の場において、義務教育前後の関係機関と本シートの情報を共有する
- ・共有されたシートは、各市町にもフィードバックする
- ・各支援ケースにおけるエコマップや支援連携体制整備の活用を想定
- ・中東遠圏域協議会とも共有し、重層的相談支援体制の活用に着目する
- ・医療機関との連携や機会構築が今後の課題として確認される

16

当センターの取組～支援者研修

【乳幼児期支援者研修の提供】

期 日：令和4年10月22日(土)

参加者：保健師：7人/保育支援者：35人/行政：2人/教員その他：4人

内 容：

講義

「発達スクリーニング検査の実施方法・発達特性を抽出する視点について」
「遊びの中でおこなう療育～JASPERの考えを活かしたインクルーシブ教育」
グループワーク

「地域間の多職種により、現状と今後の実践について意見交換を実施」

【参加者の声(抜粋)】

- ・M-CHATを利用しながら行動観察の視点を持ち支援に繋がりたい
- ・日常保育の遊び方は同じでも、JASPERの視点から発達に基づいた遊びのレベルを意識すること、その視点や行動を言語化し、支援者と共通認識を持つ大切さがわかった
- ・保健師と保育士等それぞれの立場での意見が聞け改めて連携の必要性を感じた
- ・学んだ内容の理解を深めたり、他市町との情報交換ができた
- ・(県母子保健担当)子どもを考える部署が縦割りになっている現状。次回は、子どもと障害部門の担当者も出席できるようにしたい

13

当センターの取組～早期支援体制への取組

【今後に向けて】

1. 実践報告会の開催(令和5年2月23日)
早期支援体制への取組について、4自治体から実践報告を予定
保健師、保育支援者の協働実践や発達支援システムの市町間共有の機会とする
2. 次年度以降の取組(予定)
 - ・保健師にフォーカスした合同研修の企画(県との協働)
 - ・母子保健システムの市町情報の把握(調査)
 - ・モデル地域における発達支援システムの体制構築ワーキング

14

家族等支援事業について

発達障害児者及び家族等支援事業

○県要綱

(目的)発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、同じように発達障害児を育てる親の相談を行うペアレントメンターの養成や、発達障害の子をもつ保護者や本人同士等が集まり、お互いの悩みや相談や情報交換を行うピアサポートの支援者の養成を行うことにより、発達障害児及びその家族に対する支援体制の構築を図ることを目的とする。

ペアレントメンター養成等事業	ピアサポート推進事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ペアレントメンターに必要な研修の実施 ○ペアレントメンターの活動費の支援 ○ペアレントメンター・コーディネーターの配置等 	<ul style="list-style-type: none"> ○同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供 ○集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等

9

当センターの取組～義務教育修了後の取組

【支援を要する学生への包括支援サポート連絡会の実施】

- ・県内高等教育機関を対象に、支援を要する学生への支援体制に関する連絡会を開催
- ・県内6大学9機関が参加(主な意見)
- ・各機関の取組を知る機会がなく、情報連携の有効性を確認
- ・入学前から前所属校より配慮を求め情報連携が増えている
- ・本人や家族の理解が得られない場合の支援が困難
- ・就労支援時の地域機関の情報や活用を知らない

【今後に向けて】

- ・継続的な情報連携の機会
- ・高等学校との連絡会の実施

17

ペアレントメンター養成事業(市町の計画)

第6期障害福祉計画で策定された養成者数値

市町名	メンター養成人数	担当課
島田市	0	
藤枝市	1	子ども発達支援センター
焼津市	0	
牧之原市	1	社会福祉課・こどもセンター
吉田町	0	
川瓶本町	0	
磐田市	3	こども未来課
袋井市	3	しあわせ推進課
掛川市	0	
菊川市	4	子育て応援課
御前崎市	0	
森町	0	
湖西市	0	

20

資料3

家族等支援事業について

18